

「松下アジアスカラシップ」詳細

助成番号	研究テーマ(留学目的)		
	留学国	留学機関	留学期間
	氏名	所属	区分
00-002	「満洲国」教育政策の実態解明		
	中国	東北師範大学	
	大森直樹	東京学芸大学教育学部	講師

研究テーマ(留学目的)の説明 (助成決定時のテーマ。文責は本人)

「満洲国」教育史とは、1932年の「満洲国建国」から1945年の日本の敗戦による「満洲国」崩壊にいたる13年半の時期に、中国東北部(現中国東北部・内蒙古自治区東部・河北省東部)において日本国と日本人が行った植民地政策の一環として行われた教育の歴史である。「満洲国」における教育政策の実態の解明は、日本と中国をはじめとする東アジアにおける歴史認識の共有化という課題に教育学から接近していくため不可欠の作業であるが、まだ十分に明らかにされていない。この作業を、①日中の先行研究の収集と分析(過去の実績欄3参照)、②日本国内の資料収集と資料集の刊行(過去の実績欄1参照)、を中心に取り組んできたが、③この問題の研究を日本人が行うことの意義と課題を中国の研究者との討論により明らかにし、④中国における文献調査と、「満洲国」教育体験者への聞き取り調査を行い、「満洲国」教育政策の実態を実際に歴史叙述することが残されていた。そこで、1997年から中国の東北師範大学を訪問し、③④の作業に着手した。かつて日本統治期、「満洲国」の「首都・新京」だった長春に位置する東北師範大学は、1957年に東北師範大学編『偽滿奴化教育』(偽滿洲国の奴隸化教育)を編纂しており、中国においても「満洲国」教育史研究の中心である。1997年夏の東北師範大学における40日間の語学研修から始め、これまで5度、同大学を訪問し、「満洲国」教育史を主題とする研究会の開催、諸調査を行ってきたが、毎回の限られた訪中日程の中では、とくに④の作業を十分に行うことが出来なかった。1年間、東北師範大学の比較教育研究所研究生(日本の博士課程院生に相当)となり、孫啓林教授の指導を受けつつ、聞き取り調査を行い、文献調査を進め、実態を明らかにすることが留学の目的である。

日本における「満洲国」教育史認識が未確立の状況の中で、「満洲国」教育の体験者から聞き取り調査を行うにあたっては、調査目的を十分に説明して、調査への同意を当事者から得ることが欠かせない。これまで6名の体験者から2-3年の面接を経て調査結果を纏めてきたので(過去の実績欄2参照)、今回も既知の体験者数名を中心に若干名からじっくりと話を聞くことにする。当事者の証言を単に量的に収集するのではなく、研究の基本的な目的や分析視角を明確にすることが主眼である(体験者は現在60歳台後半から80歳の方が多く、ここ数年に体調を悪くされている方も多く、その意味でも今ぜひ取り組むべき課題である)。

文献調査は、東北師範大学の紹介を通じて予備調査を行ってきた吉林省档案馆で主調査を行い、東北全域の関係資料所蔵概況を把握するための調査を黒龍江省・遼寧省・河北省の档案馆を訪問して行う。主調査を行う吉林省档案馆には、当時の吉林省政府を中心に、上位機関である「満洲国」政府と下位機関である各県との関係で、どのように教育政策が展開されたかを伝える資料約200点が収蔵されている。日本国内に残された資料では「満洲国」政府レベルの政策展開しか跡付けることが出来なかったが、この資料を活用することで、はじめて「満洲国」教育政策の実態にアプローチしていくことが可能になる。ただし、これらの資料の整理は十分には行われておらず、全ての件名の把握も正確には行われていない。まず件名・内容の把握を正確に行い、必要な資料は複写し、その分析を行っていく。この文献調査に、今回の留学研究の大半の時間が費やされることになる。

成果報告書

助成番号 00 - 002

氏名 大森 直樹	留学先国名 中国	機関名 東北師範大学国際与比較教育研究所
----------	-------------	-------------------------

I. 研究経過

2001年9月7日より2002年8月26日まで、「満洲国」教育政策の実態解明を研究テーマとして、東北師範大学国際与比較教育研究所に留学した。「満洲国」教育政策とは、1932年の「満洲国建国」から1945年の日本の敗戦による「満洲国」崩壊にいたる13年半の時期に中国東北部(現在の吉林省・遼寧省・黒龍江省・内蒙古自治区の東部・河北省の一部)において日本が行った植民地支配政策の一環として実施されたものである。「満洲国」教育政策の実態を明らかにし、東アジアにおける歴史認識の共有化に役立てていくため、①研究交流、②文献による研究動向把握、③調査という3本の柱を立て研究に取り組んだ。①については14の研究機関等を訪問し40数名の研究者と交流を行った。②については教育史研究だけでなく東北淪陥史研究・東北史研究・革命史研究・抗日史研究における成果を吸収した。③については、当初計画において最も力点を置いていた吉林省档案馆所蔵資料の調査と併せて、中国国内関連博物館の参観(約20カ所)、吉林省・遼寧省・黒龍江省・内蒙古自治区・河北省における「満洲国」関係史跡(約60カ所)の現地調査(関係者への聞き取り調査を含む)を行った。以上の作業を通じて、従前からの研究目的と分析視点をより明確にし、新しい知見及び資料を得た。その成果については、2002年8月23日付けで「研究ノート：「満洲国」における教育政策の実態」として纏め、2002年8月24日に東北師範大学国際与比較教育研究所で開催された研究成果報告会において発表を行った。同研究ノートに最小限の修正を加えた文章を以下に記し、1年間の研究についての成果報告としたい。

II. 研究成果：「満洲国」教育政策の実態

はじめに

歴史認識を確立し、中日で共有化していくため、日本による中国東北侵略史についての研究が欠かせない。歴史認識を全面的にして深めるため、軍事・政治・経済の分析と同時に、教育の研究が重要である。このため、「満洲国」教育史についての研究が中日双方で進められ、1991年からは研究交流も行なわれてきた。

日本では、60年代半ば以降、「満洲国」教育史についての言及が、2つの異なる動きとして開始された。第1は、旧「満洲国」関係者が、「満洲国」教育史を懐古的に叙述する動きである(『満洲開発四十年史』1965年、『満洲国史総論』1971年等)。第2は、反帝国主義の立場から植民地教育政策を分析する動きである(海老原治善『現代日本教育政策史 正統』1965-67年等)。80年代、第2の立場から、野村章(故人)の論文「『満洲国』の皇民化教育」(1986年)が書かれ、「満洲国」教育の本質が天皇制イデオロギーの注入にあった事実を分析し、先駆的研究となった(注1)90年代、「満洲国」教育史研究会による『満洲帝国文教年鑑』の復刻(エムティ出版)以降史料の整理が進み、多くの個別的実証的論文が書かれてきた。

中国では、50年代、東北師範大学教育系編『偽満奴化教育』(1951年、王福広執筆)を先駆的研究とし、文革期の研究の中断を経て、90年代以降、王野平主編『東北淪陥十四年教育史』(1989年)、武強『日本侵華時期植民教育政策』(1994年)、盧鴻徳編『日本侵略東北教育史』(1995年)などの研究成果が刊行され、梁忠義・顧明遠主編『世界教育体系』に「満洲国」教育史が位置づけられてきた。王希亮『日本对中国東北的政治統治』(1991年)、東北淪陥十四年史編纂委員会が纏めた『苦難与闘争十四年 全3巻』(1995年、教育部分を趙家驥が執筆)など、通史の中でも「満洲国」教育史の分析が行われてきた。以上の中国の研究では、1937年の「新学制」施行により「満洲国」における植民地主義教育体系が成立したと共通に指摘され、「新学制」の主な特質として、①「建国精神」を軸とした植民地主義イデオロギーの注入、②学制の短縮と実業教育重視による教育の低度化、③日本語の「国語」としての強制が指摘され、その基本的性格が奴隷化教育であると総括されてきた。

以上の研究動向をふまえ、本研究は次の4つの柱を立て「満洲国」教育政策の実態解明を試みるものである。

第1に、「九・一八」前の中国東北教育の特質を明らかにすることである。これまで日中の研究では、「満洲国」教育の前史として東北教育を把握する場合、学校数や教育の普及率の分析が重視され、東北の教育が遅れていたのか、進んでいたのかを論じることが重視されていた。本稿では、そのことと併せて、中国東北における抗日教育の歩みを重視した把握を試みたい。抗日教育との対抗関係という「満洲国」教育政策の特質解明のため、不可欠と考えるからである。

第2に、「九・一八」期の教育被害を明らかにすることである。中国では、「満洲国」教育史を叙述する際、日本軍の学校破壊を起点とすることが定着している。しかし日本では、これまで学校破壊の事実が軽視されてきた。中国の研究をふまえ、学校破壊の事実を具体的に明らかにすることを試みたい。

第3に、「満洲国」における中国東北教育の統制と再編の内実を検討することである。これまで日中の研究では、教育目的の分析が重視されてきた。そのことと併せて、「満洲国」における教育普及策がどのように進められたのか、とくに農村の実態を検討していきたい。「満洲国」における学校の増加については、植民地近代化論的な分析の誤りを批判するためにも、増加の内実と質の分析が重要と考えるからである。

第4に、教育界の抵抗と弾圧を明らかにすることである。教育界の抵抗は、王野平主編『東北淪陥十四年教育史』以降分析が蓄積されてきた。弾圧については、王希亮『日本対中国東北的政治統治』以降分析が蓄積されてきた。これに対して日本における研究は遅れている。今後、研究に着手することを期して、仮説的に論じたい。

本研究の仮説を一言で述べれば、軍事・政治・経済支配の総体と広範な抗日運動との対抗関係の中に「満洲国」教育政策を位置づけ、その本質に迫ろうとするものである。

1. 「九・一八」前の中国東北教育

「満洲国」教育成立以前の、中国東北教育は、次の3つの特質をもつものだった。

第1は、近代教育制度の一定の発展があったことである。中国最初の近代学制である「欽定学堂章程」(1902年)による学堂は東北にも設置され、1904年「癸卯学制」、1905年清政府による科挙の廃止、1907年東北三省における提学司の設置を経て、学堂の設置が進んだ。1912年中華民国が成立し、「壬子学制」を公布、1915年民国政府教育部が義務教育の施行を定めると吉林省でも着手された。1916年、張作霖が東北三省の支配権を確立した後も新式学堂の設置が進んだ。1922年、民国政府教育部が「1922年学制」(六三三学制)を公布すると、東北でも実施され定着した。中国東北の教育は、軍閥政権の限界の範囲内ではあったが一定の発展を遂げており、東北の新しい知識層を育成していた。

第2は、間島(現延辺)の朝鮮人を中心として抗日私立学校の伝統があったことである。1906年10月、龍井に抗日闘士の育成を目的に瑞甸書塾が設置された。延辺に進入していた日本当局(統監府間島派出所)の圧力により1907年8月20日瑞甸書塾は閉鎖を余儀なくされるが、反日方針の書塾として、同年、昌東書塾が臥龍洞(現延吉市西郊)に、1908年4月に明東書塾が和龍県明東村に、同年10月に正東書塾が和龍県子洞屯(現龍井市開山屯)に、相次いで設立された。1910年、日韓併合後、以上の学校が中学校になり、朝鮮独立運動の闘士を育成した。1916年末までに、延辺5県(含安図)の朝鮮人私立学校は157校になり、大部分が抗日反日方針だった。1919年、「三・一三」の弾圧(後述)以後、平和的反日の限界を知り、武装化方針を立て、各校が軍事学を教えた。1920年6月、洪範図らが指揮した武装闘争が日本の正規軍を殲滅した背景には、延辺における抗日軍事教育があった。抗日を目的とした学校の設立をしたのは朝鮮人だけではなく、1925年、車向忱は沈陽に平民学校を設立し抗日教育を行った。1928年、奉天平民教育促進会の発足を経て、遼寧の平民学校は各都市41箇所、農村200箇所に達した。

第3は、教師と学生による革命運動・抗日運動が、中国革命の重要な一部を構成しながら、朝鮮における抗日運動と深く連動し、ロシア革命とも呼応しながら進められていたことである。

孫文が領導した中国同盟会総本部(1905年8月成立)が東北に派遣した革命党員は、教育界を足場に革命活動を進めた。たとえば徐鏡心は吉林高等小学堂の教員となり革命活動を進め、林伯渠の場合「勸学総所兼宣講所」の責任者となり清末「新政」下の新学堂創設を行いながら革命活動を行った。1911年11月16日、東北における武昌蜂起(同年10月)に呼応した革命の動きを弾圧するため吉林省に保安公会が設置されると、各学校の学生が集会を開き、授業を休み、保安公会に反対した。

1915年、21か条反対闘争の過程で、東北各地の学生が「救国儲金会」(吉林)「愛国促進会」(チチハル)等の組織を作り抗日愛国運動を行った。

1918年4月1日、哈爾濱の東華学校(1926年に東省特別区第二中学に改編)設立に協力した張西曼は、ロシア革命の動向を最も早く中国に伝えた人物の1人だった。

1919年3月、延辺では朝鮮の「三・一」反日民族独立運動に呼応した学生を中心に「三・一三」反日デモが組織された。明東学校に集合した数千名が同校学生の先導で出発し、延辺各地からの学生と群集を合流し、龍井の集会場には3万人が参集した(日本領事館の圧力を受けた中国軍警の弾圧が行われ死者14名、逮捕者94名)。同年、北京で「五・四」運動が起こると、吉林では省立第一師範、省立第一中学、吉林法政専門学校など2000名の学生と教師が反帝集会を行った。5月27日、長春では、吉林省立第二師範と第二中学校の学生が

救国大会を開催した。

1922年、天図鉄道反対闘争において、延辺の学生が先頭に立った。同年10月、「旅大回収運動」において、東北各地の学生が参加した。さらに奉天の教育界は東北における日本の植民地教育に反対して教育権回収運動を行った。

1923年3月、中共北京区執行委員会(李大釗)により陳為人と李震瀛が哈爾濱に派遣され、東北で最初の党組織が成立し、両名は道里区に哈爾濱青年学院を開講して革命を普及した。同年、李大釗により馬駿(共産党員)が吉林に派遣され中学の教師となり読書会を組織した。1924年、吉林で最初の共産党支部は長春の吉林省立第二師範に設置された。

1925年、東北における「五・三〇」反帝運動では、奉天(現沈陽)、旅順、吉林、長春、哈爾濱、チチハルの学生がストとデモを行ない、大きな拮がりのなかで行われた。6月21日、長春では、吉林省立第二師範、吉林省立第二中学、商埠中学など400名が商埠公園で集会を行った。中学の教師だった馬駿、哈爾濱の広益中学(後東省特別区第一中学に改称)の教師だった王里封(国民党員)など、多くの教師が学生とともに運動に参加した。

1928年、日本の「満蒙五鉄道」修築に反対する大規模な鉄道防衛闘争が延辺で始まり、吉林、長春、チチハル、奉天の教育界に拮がった。哈爾濱では、大学・中学・一部の小学生5000人がデモを行い「一一・九」流血事件が起こった。同年3月から6月、中共北方区委員会は、北平香山慈幼院を卒業した党団員17名を延辺に派遣し、各県の学校で教職に就かせた。彼らは党組織を建設し、反日鉄道防衛闘争を先導した。1931年3月までに、全東北の中共党員は1190名を数えたが、うち636名が延辺5県の党員で占められ、その96.5パーセントが朝鮮人党員だった。

2. 「九・一八」期の教育被害

1931年9月18日、日本は中国東北全域の支配を目的とした軍事行動を起こし(当時の関東軍兵力は1万400人)、19日に沈陽、長春はじめ20都市を占領し、25日までに吉林を含む10都市を占領した。翌年1月3日には錦州を占領し、2月5日にハルビンを占領した。日本軍の支配が進む中で、中国東北の教育は大きな被害を受けた。

吉林省公署『吉林省政情報報告書』(1936年)の記載によれば、「九・一八」前に吉林省には小学校842校があり学生数は61658名だったが、大部分の学校が閉鎖され、1932年秋までに回復したのは145校15977人にすぎなかった。吉林省各県における1932年下学期及び1933年上学期の状況を記した『教育概況表』(28県分)によれば、中学校18校のうち、5校が他機関による占領を受け、14校が校舎の破壊あるいは校具の損失損傷を被っており、初等学校848校のうち、38校が他機関による占領を受け、494校が校舎の破壊あるいは校具の損失損傷を被っていた。

「九・一八」期の教育被害は2つに大別してとらえることができる。

第1は、日本軍の侵略と東北抗日義勇軍の抗戦による戦火の中で、学校が破壊を受けたことである。日本による中国東北の軍事支配は、国民党政府の不抵抗政策に助けられ当初は大きな抵抗を受けずに進んだが、1931年11月4日、馬占山の全軍2万余人による抗戦以後、東北抗日義勇軍には50余万人の東北軍民が参加し頑強な抵抗を行うようになった。日本は関東軍の兵力を6万人に増強し、侵略と抗戦の戦火は東北全域に拮がっていった。日本側の統計によれば、「九・一八」以降1年間で行われた戦闘の回数は905回に及んだ。

抗日義勇軍による抗戦は、大きくは遼寧地区、吉林地区、黒龍江地区に区分して把握される。吉林地区における抗戦は、吉林自衛軍、吉林国民救国軍、吉日抗日軍、吉林人民抗日自衛軍等により行われた。この中で吉林国民救国軍(総司令王徳林)の抗戦に着目し、学校が集中していた城市を舞台にした戦闘のみを列挙すると以下ようになる。1932年2月22日に敦化県城(現敦化市街)を日本軍から奪回(後撤退)、24日に額穆県城(現敦化市額穆鎮)を攻撃、28日に蛟河県城(現蛟河市街)を攻撃、3月8日に寧安県海林(現海林市)を攻撃。「満洲国建国」後、3月28日に寧安県城(現寧安市街)を日本軍から無血奪回(5月1日に日本軍が再占領)、6月初め汪清、安図、額穆に進軍、1万余の兵で敦化県城内に進攻、9月初め安図県城を日本軍から奪回(後撤退)、13日に敦化県城内に3度目の進攻、額穆県城を日本軍から奪回(後撤退)、10月11日、救国軍精鋭5600人が寧安県城の日本軍を攻撃し城内するが撤退、21日、再度、寧安県城に兵を進め3昼夜の闘いを継続し撤退。救国軍は寧安県二道河子、穆稜県九站、東寧県へと転戦し、1933年1月5日から13日まで、兵力6000人の日「満」軍を東寧で迎え撃った。上の各地域では、城市全体が戦場となり、少なくとも98の小学校における校舎校具が破壊を受けた。激しい攻防が行われた寧安県の場合、県内68の小学校と1中学校のうち、67小学校1中学校の校舎工具が破壊されており、文字通り壊滅的な打撃を受けたのである。

第 2 は、戦火の巻き添えによる被害だけではなくて、日本軍と「満洲国」政府によって、より意図的な学校に対する破壊・占用・停止・移転措置も行われた。たとえば汪清県の公立第十四小学校に対しては、「共匪」が時々同校で会議を招集することを理由として、日本軍による焼き払いが行われた。ハルビンの東省特別区立第三中学校（現哈爾濱市第三中学）の校舎（哈爾濱市南鋼区奮闘路 359 号）は、日本の第四軍管区司令部の占用を受け、その占用は日本敗戦まで解かれなかった（東省特別区立第三中学校の学生と教師は同区立第二中学校において復学）。長春の吉林省立第二中学校は長春市政府による占用を受け、同校は吉林省立第二師範学校に編入された。吉林の吉林省立第一中学校と吉林省立第一師範学校に対しても、校址を変更する措置が吉林省公署により進められた。

吉林省長張作相を校長として 1929 年に創立されていた吉林省立大学は、日本に投降した吉林軍による占用を受け、大学は解散させられ、多くの教師学生が関内へと流亡した（その後、同大学校舎は、吉林軍による占用を解かれ、1934 年 9 月より吉林師道大学として利用された。現吉林電力学院）。中国東北の最高学府として 1923 年に創立されていた東北大学は、9 月 21 日、関東軍による占用を受け、教師学生が関内へと流亡した。1931 年 5 月に吉林警官学校（1929 年成立）を改編して成立していた吉林警官高等学校は、「九・一八」後、解散させられた。

3. 「満洲国」における中国東北教育の統制と再編

1) 統制 1932 年 3 月 8 日から 1936 年頃

1932 年 3 月 9 日に発足した「満洲国」政府は東北の支配層の一部から統治への協力を取り付けていた。しかし同時期、東北各層においては「満洲国」政府と闘う東北義勇軍が急速に支持を得ており、武装抗日に身を投じた東北の農民・軍警・官僚・知識人は 50 余万人に及んでいた。東北の一部の学校では「満洲国」建国後も三民主義教育を実施し、青天白日旗を公然と掲げる事態まで生まれていた。このため、「満洲国」における初期の教育政策は、「満洲国」統治に対する合意の形成を眼目として、教育内容の統制を軸に展開することになった。

1933 年 3 月 25 日、「満洲国」国務院は院令 2 号を民政部に発し、各学校における国民党義に関する教育を一切廃止し、当面は四書孝経を教授するよう、各省学校に通令することを民政部に命じた。6 月 14 日、民政部は各省特別区市公署(奉天吉林黒龍江省公署・東省特別区長官公署・新教特別市政公署)に訓令第 100 号を発し、各学校における建国宣言の精神にもとづいた教育の実施と、三民主義にもとづく「排外教材」の取締りを、各省特別区市公署に命じた。これと同時に民政部は訓令第 101 号を発し、国定教科書が編纂されるまでの暫定教科書の指定を行い、同年 9 月に暫定教科書が頒布されるまでについては、旧教科書に修正を施して使用することを定めた。

2) 再編 1936 年頃から 1941 年頃

1936 年 12 月、「満洲産業開発計画五ヵ年計画要綱」（以下「五ヵ年計画」）が決定され、軍需産業拡充・重工業化政策が実施された。「満洲国」における政策の比重が、治安確保から、経済建設へと移行する中で、「満洲国」における教育政策の重点も、教育内容の統制から、教育の普及へと転じていくことになった。

「満洲国」における教育の普及策は、次の特質をもって進められていった。

第 1 に普及策は、初期に引き続き「満洲国」への合意形成を目的として、いわゆる「新学制」の実施を通じて全面的に実施されたことである。

第 2 に普及策は、「五ヵ年計画」に代表される軍需産業拡充・重工業化政策を背景として実施されたことである。「五ヵ年計画」の所要資金は 30 億円とされ、1936 年度の「満洲国」歳入 2 億 6 千万円の 11 倍を超える巨大計画だった。「新学制」における実業教育の重視は、この「五ヵ年計画」が生み出す労働力の要求に、一定程度、応じるものだった。

第 3 に普及策は、東北民衆に負担を過重して行われるものだったことである。「満洲国」政府は普及策の財源を確保するため、それまで各県が負担していた学校管理費を保甲あるいは街村に肩代わりさせ、その余剰金で各県に新たな学校を建設させようとした。「満洲国」において治安策として実施されていた保甲制度(教令第 96 号「暫行保甲法」1933 年 12 月 22 日)とは、民衆を 10 戸の牌、10 牌からなる甲、甲の上に置かれた保に組み込み、連座制によって相互監視下に置き、民衆と抗日武装勢力との関係を切断して治安徹底を図る制度だった。牌・甲・保の長は旧支配層の中から選出されており、学校管理費を保甲に負担させることは、保甲長すなわち地方の旧支配層を通じて、一般保甲民である民衆からの一層の税の徴収により財源を賄っていくことを意味した。

以上の政策を具体化するため、「満洲国」政府は、「首都」新京（現長春市）の近郊にある九台県公署

(九台县は現九台市)に計画を立案させ、九台县公署教育局では1936年4月に「教育三年計画」を纏めた。同「計画」においては、「県教育費を合理化し教育の普及に努む」ことが主要な目的として掲げられ、そのために以下の方策を採るものとしていた。第1に県立小学校を保甲に移管すること、第2に校長教員を県から派遣し「教育の公正及教員の身分安定」を図ること、第3に学校を保甲に移管した剰余金で学校、学級の増加を図ること、第4に1甲に1両級小学校を設立すること、第5に単級学校をなるべく複級学校とすることである。以上の措置を通じて、県内の県立小学校74校114班分校3校を47校160班分校23校に再編し、さらに1班あたり53人強だった生徒数を55人に増加させる措置を加え、6031名だった就学者を3年間で8800人に増加させようとした。

同時期、九台县では従来の保甲制度を街村制度へと再編していく取り組みにも着手し、この取り組みは勅令412号「街制」と勅令415号「村制」(1937年12月1日公布施行)により「満洲国」全域で順次実施されていた。

1937年5月2日、「満洲国」政府は、勅令第69号「国民学校令」、「国民高等学校令」などと同時に、その筆頭を飾る勅令として勅令第68号「学事通則」を公布し、教育の普及策をさらに具体化した。この勅令第68号「学事通則」においては、学校管理・建設に関わる強大な命令権を「行政官署」に与えた点が特徴となっている。命令権は3点に及んだ。

第1に「行政官署は勅令の定むる所に抛り省、特別市、県、旗、市又は街村若は之に準ずるものに対し其の教育事務を他のものに委託すべきことを命ずることを得」ものとした。「委託を受けたるものは之を阻むことを得ず」とも規定しており、この命令は、委託を受ける側にも強制力を持つものだった。

第2に「行政官署は勅令の定むる所に抛り省、特別市、県、旗、市又は街村若は之に準ずるものに教育組合を設立すべきことを命ずることを得」ものとした。同勅令における「教育組合」とは、教育事業のため、各行政単位ごとに設けられるものであり、基本財産又は積立金を設けて運営するものとされた。

第3に「行政官署は勅令の定むる所に抛り省、特別市、県、旗、市又は街村若は之に準ずるものに学校又は国民学舎を設立すべきことを命ずることを得」ものとした。

以上により「行政官署」は、県をはじめとする行政に対して、学校の設立と「教育組合」と呼ばれる新たな教育事業主体の設立を命じられるようになり、かつ、県をはじめとする行政に対しては教育事務を免除し、「教育組合」に教育事務を押し付けることを可能にしたのである。

「満洲国」政府の統計によると、「満洲国」における学級数と学生数はこの頃より増加を続け、1941年には1936年の2倍となった。しかし、その内実は、農村の封建的支配関係を利用して学校運営費を民衆に転嫁し、貧弱な設備のまま学級数を増加させたものだったと考えられる。

4. 教育界の弾圧と抵抗

1) 弾圧

「満洲国」政府は植民地教育を維持するため、教師と学生に弾圧を行った。1933年3月、吉林市の数カ所の中学校だけで、60から70人の教職員が逮捕され、あるものは殺された。1934年4月、安東市(現丹東市)だけで、500名に登る教職員が逮捕され、そのうち40人が惨殺され、多くのものは行方不明となった。同年9月、さらに80名余りの教職員が逮捕され、20数名が処刑された。このほかにも多くの弾圧が行われた。1941年12月30日、陸軍軍官学校の学生3名が逮捕され軍事法廷で判決を受け、学生1名は逮捕時に死亡した。建国大学では、1942年3月2日に16名の学生が逮捕され、1943年末から44年はじめにかけ6名が逮捕された。

2) 抵抗

日本の「満洲国」統治に対して、中国東北の教育界は抵抗を行い、厳しい弾圧が行われても止むことはなかった。

遼寧国民常識促進会を組織した閻宝航、平民学校を開設をした車向忱のように、以前から抗日啓蒙・抗日教育を行ってきた愛国人士は、「九・一八」後、日本軍による弾圧の対象となった。彼らは日本軍の弾圧を逃れ、北平(現北京)に行き、東北民衆抗日救国会を組織し、北平に逃れてきた東北学生と共に抗日活動を行い、抗日教育を継続した。1933年、共産党の指導のもと西山東北青年訓練班が北平西山臥佛寺に開設され、北平に逃れてきた東北青年を対象に抗日革命家の養成を行った。

東北抗日遊撃根拠地では、幹部教育が行われ、根拠地の民衆を対象とした学校教育と社会教育が行われた。延吉県王隅溝をはじめとする東満(現延辺)の多くの抗日遊撃根拠地、珠河遊撃根拠地(珠河县委趙尚志が領導)等では、1932年から1936年にかけて、児童団学校、革命学校が設立運営され、抗日教育が実施された。日本の軍事行動、保甲制度・「集団部落」設置等の治安政策に抗して、東満・南満・北満の根拠地闘争は継続された。

熱河省興隆県（現河北省興隆県）では、八路軍による抗日遊撃根拠地の建設が 1940 年代以降進み、「無人区」「人圏」設定をはじめとする一段と過酷な治安政策の下で各根拠地における抗日教育が実施された。

「満洲国」支配下に置かれた学校においても、抗日教育は継続された。多くの大学において、反満抗日反奴隷化教育を目的とした各種の秘密組織が作られ活動が行われた。たとえば陸軍軍官学校（1939 年 4 月に設置）では、「東三省主権領土回復会」「真勇社」「抗日建国青年軍人会」「反帝大同盟」「仙洲同盟」「東北青年学生連盟会」「鉄血社」等が組織された。

おわりに

本報告では、東北教育の特質、教育被害、教育普及策の内実、教育界の抵抗と弾圧という 4 つの論点に則して分析を試みた。不十分な点については、今後さらに明らかにしていきたい。「満洲国」教育政策の本質に迫る上で、4 つの論点が不可欠と考えて分析を試みたが、報告者が気づいていない誤りがあるかもしれない。厳しいご批判をお願いしたい。

「満洲国」教育政策の本質に迫るためには、4 つの論点とともに、①「満洲国」における治安政策の突出と教育（青年訓練、集団部落政策と教育）、②「満洲産業開発計画五ヵ年計画要綱」と教育政策（注 2）、③東北の朝鮮人に対して進められた教育政策分析、④台湾・朝鮮植民地教育政策との比較といった課題（注 3）についても論じる必要があるが、これも今後の課題としたい。

以上のほか、華北・山東・香港を含めた侵華政策全体の中での位置づけ、「満洲国」における博物館や図書館の分析も重要であり、これらをひとりで行うことは不可能である。歴史認識の確立と共有化を目的とした研究交流を継続し、被害国と加害国の立場の相違をふまえつつ、中日韓朝の研究者との共同研究により、今後この課題に取り組んでいきたい。

注 1 野村の論文は、王奇亮（黒龍江省社会科学院）の翻訳により中国にも紹介された。

注 2 「五ヵ年計画」と教育政策の関係について、日本では海老原治善が分析の必要を指摘している。中国では趙家驥が「五ヵ年計画」が生み出す中級技術労働力の需要が、1937 年「新学制」を成立させたと分析している。「五ヵ年計画」については、機械器具工業育成・労働供給が考慮されていないなど、杜撰な計画でもあった。重工業化政策に対して、教育政策がどの程度応じるものだったかについても、具体的に把握していく必要がある。

注 3 占領後直ちに重工業化政策が策定実施された点は、台湾・朝鮮と異なる中国東北植民地支配の特質である(歩平)。

参考文献

II - 1

- ① 吉林省地方志編纂委員会『吉林省志 第 37 教育志』吉林人民出版社 1992
- ② 孫春日編『中国朝鮮族社会文化発展史』延辺教育出版社 2002
- ③ 李劍白編『東北抗日救亡人物伝』中国大百科全書出版社 1991
- ④ 王魁喜・常城・李鴻華『近代東北人民革命史』1984（訳書『満洲現代史』現代企画室）
- ⑤ 中共哈爾濱市委党史研究室『哈爾濱与紅色之路』2001
- ⑥ 崔圣春主編『延辺人民抗日闘争史』延辺人民出版社 1997
- ⑦ 張福山・周淑珍『哈爾濱革命旧址史話』黒江龍人民出版社 2001

II - 2

- ① 軍事科学院軍事歴史研究部『中国抗日戦争史 上巻』1991
- ② 吉林省档案馆史料 J171-19 J171-800 J171-801 J340-1-24
- ③ 王希亮『响馬營長総司令一王徳林伝』黒龍江人民出版社 1987
- ④ 張福山・周淑珍『哈爾濱革命旧址史話』黒江龍人民出版社 2001
- ⑤ 袁韶瑩主編『吉林省高等教育史』時代文芸出版社 1999

II - 3

- ① 満洲国政府公報 1932 年 6 月 18 日 4 月 1 日 1937 年 5 月 2 日
- ② 吉林省档案馆史料 J171-813

II - 4

- ① 李劍白編『東北抗日救亡人物伝』中国大百科全書出版社 1991
- ② 袁韶瑩主編『吉林省高等教育史』時代文芸出版社 1999

以上